

コンテンツ強化専門調査会（第5回）における主な意見のまとめ

※以下は前回の議論を基に知財事務局の責任において整理、まとめたもの

平成23年2月10日

内閣官房知的財産戦略推進事務局

1. 電子書籍市場について

(1) 電子書籍の普及（総論）

（（株）ボイジャー 萩野氏）・現状デジタル関連で論議されていることのほとんどが、デジタル生まれ変わり、ボーンアゲインのための論議であって、既存の何ものかを持つ者が、デジタル時代に手持ちの何ものかをボーンアゲインさせることの議論に終始するが、ボーンデジタルが活発化しない限り日本の未来は暗い。

・デジタルとは既存の何かをボーンアゲインするだけではなく、新たな創造行為と深く結びつくもので、この創造活動を活性化させることは一国の大きな文化政策。

（角川委員）通信キャリアが行う電子書籍のスタイルと、家電メーカーが行うスタイルと、電子書籍の価格が出版者や著者にどのように配分されているかということなどは、まだまだ不透明。著者と出版者を保護するという立場で、電子書籍のビジネスモデルについても検討してもよいのではないかと。

（別所委員）今後の新しいプラットフォームづくりのための議論と、既存の考え方を整理しながら、権利保持をどう考えるかという議論をしっかりと分けた形が望まれる。

（中村会長）「オープン」「オールメディア」「インターナショナル」といったキーワードが出てきた。こういった意見を踏まえて今後の課題を整理していくべき。

電子書籍を議論するにあたっては、新しいプラットフォームづくりと、既存の枠組みの変革を分けて考えることが必要ではないか。

(2) 契約—権利関係

((社) 日本電子書籍出版協会/村瀬氏) 「出版物」を作成・編集した出版者に実質的に権利情報が集中している。出版社の団体側は、出版者に対しての権利付与という運動をずっと続けているが、それは著作権その他の情報の集約化を図ることに確実に資することになるため、そのあたりについては是非とも積極的な議論をしてほしい。

(慶應大学/糸賀教授) 著者は構わないと言っても、出版者はそれ(電子配信)は困るというように意見が異なることがあるため、出版者に著作隣接権を認める必要がある。

(吉羽委員) 出版者—著作者間の契約の促進という部分は、著作権者と出版社とで、話し合いをしながら進めているが、特に雑誌における肖像権のクリアが困難な状況があり、肖像の部分を一部黒ベタで出していたり、完全な姿での電子配信がなかなか難しい要因になっている。

(里中本部員) 今でも著作者たちは、怪しげで違法行為すれすれのことを繰り返す出版社に振り回されることもたくさんあるので、「著作隣接権」以外に、出版社が、その出版物を管理し、保護する権利を、著作権法上新しくつukれないか。

(角川委員) 今までの著作権法は、テレビ局と映画会社は強くて、出版社は弱いということがあったと思うが、デジタル化の時代の流れの中で、もし著作権法が変わっていくのであれば、著作権の適用をあらゆるコンテンツに統一的に与えていくという方向も、大きな目で見ればあるのではないか。

((社) 日本文藝家協会/三田氏) 「期間限定の版面送信権」といったものを出版社に預けることにして、不正流出に出版社が対応できるようにする必要がある。

デジタル化・ネットワーク化時代に対応し、出版者への権利付与の是非の検討も含め、出版者-著作者間の契約の促進の構築を進めるべきではないか。

(3) フォーマット

((株) ボイジャー 萩野氏) ・電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクトは、様々な端末、プラットフォームで利活用でき、十分な日本語表現を備え、かつ、だれもができるオープン、フリー、利用保障のある、中間(交換)フォーマットの開発と策定。EPUB日本語仕様策定は、海外閲覧フォーマットとして有力なフォーラム標準の1つであるEPUBに

ついて、日本語表現の対応が可能となるようなEPUB日本語拡張仕様の策定。対立した内容のように言われることもあるが、基本的に対立することではない。

・日本語表示のノウハウを集約して、将来にわたって活用できるように準備することが交換フォーマットがやっていること。これをオープンに公開し、だれもが無償で利用できるための備えを行うことは、電子出版発展のために不可欠。

(吉羽委員) マンガも含め、雑誌など、画像と文字で構成されていて、その位置情報が重要な要素を占めるもののフォーマットは進んでいないため、まだまだ研究が必要ではないか。

((社) 日本文藝家協会/三田氏) 縦書きルビつきの表示のための基本フォーマットが必要。電子書籍の互換性を高めるための世界標準を確立し、出版社や配信会社、端末メーカーが協力して、基本フォーマットに合わせたコンテンツを普及させなければならない。また「正字」に対する変換対応とともに、どの端末でも正字やJIS外の文字が正確に表示できる環境が必要である。

マルチプラットフォーム戦略を可能とする中間ファイルフォーマットの策定、最終ファイルフォーマット (EPUB 等) の日本語対応化を進めるとともに、海外向けの電子書籍市場の拡大促進 (最終フォーマットに関する諸外国との連携等)、さらにマンガ・雑誌対応フォーマットの策定について、その必要性も含め検討が必要ではないか。

(4) 海賊版

((社) 日本電子書籍出版協会/村瀬氏) ・デジタル海賊版等の対応については、出版者が著作権法上の権利者でないことによる遅れは著しく顕在化している。

・通常の司法的な解決のみに委ねない問題解決のスキームの構築を国単位、国家間の単位で議論していく必要がある。

(吉羽委員) 海賊版サイトは主にスキャンレーション、ファイル共有、動画投稿サイト、オンラインストレージの4タイプがある。海賊版のサイトに警告メールを送っても、一般的な反応は、アップロードしているのは、事業者側ではなく、ユーザーが投稿しているので、関係ないという対応。またサイトからの削除が必要であれば、著作権者自身が著作物を特定して、1個1個やりなさいというのが基本的な反応。ファイル交換については国境をまたぐ場合の対応が難しい。またビューワのアプリを上げている会社とコンテンツを出しているところが別という理由で、対応してもらえない例もある。

((社) 日本文藝家協会/三田氏) 著作権の保護期間が70年となっている世界標準に対し、先進国の中では日本だけが50年とされているのは、著作物の保護という点でも、日本のこれからのコンテンツ産業を育成する上でも、大きなマイナス点といわざるをえない。世界標準に合わせる事が急務といえるのではないか。

技術開発やプロバイダーとの協働による削除の円滑化を図るとともに、グローバルな著作権侵害コンテンツ対策の強化が必要なのではないか。

(5) その他

(グーグル (株) 佐藤氏) グーグルではアメリカにおいてパブリック・ドメインの本と、商業的に今流通している本を合わせて、300万冊程度が利用できるという状態で電子書籍サービスを開始している。基本は20%まで見えるが、100%この場で見たい人が、その場でお金を支払えば(購入する際は、出版社が決めた価格で販売)、その先100%見られるようになるというのが、グーグルのeBooksの考え方。今年中に日本でも、日本の書籍をそろえた上で展開したい。出版社から提供されている200万冊の書籍の中で、9割以上は月に1回はだれかが必ず見に来る。200万冊というレンジがあったとしても、顧みられない本はほとんどない。

((社) 日本電子書籍出版協会/村瀬氏) 紙の書籍や雑誌は定価販売ができるという独禁法の例外規定として認知されているが、電子書籍はそうではないともされている。出版社が価格を決めるべきだと言われている部分が、どこまでそれが射程範囲になるのかは、避けて通ることはできない議論。

(大多委員) 出版だけではなく、音楽、映像などを組み合わせたもので、今まで見たことのないような、そして、誰もが見てみたい、読みたいと思うような電子書籍が現れるのかどうか。この辺りのクリエイターの感性などの育成も必要。

デジタル化・ネットワーク時代の新たなメディアに対応した、新しいコンテンツを産み出せるクリエイターの感性を育成するため、ネット上の創作活動を円滑にする取組が重要ではないか。

2. 国立国会図書館のデジタルアーカイブの提供について

(1) 外部への提供

(国立国会図書館/長尾氏) ・国会図書館アーカイブを使って販売する時の著作権処理、出版社、著作権者への配分ということについては、第三者機関が行うのがよいのではないか。

・最も大切なことは、せつかく国の税金でやっている図書館のデジタル化をした資料ができるだけ円滑に日本中のすべての人に利用されるシステムをつくること。利用者も権利者もそれによってベネフィットを受ける、満足できるという形のビジネスモデルを是非とも構築する必要があるのではないか。

・電子読書端末の種類に関係なく、種々の情報資源を使えるように、利用者の立場に立った電子書籍配信プラットフォームをつくるのが大切。

(慶應大学/糸賀教授) ・最新の図書は民間市場に任せるべき。図書館は絶版・品切れの良質の出版文化、あるいは、地方行政資料であるとか、国の刊行物といったもの、なかなか書店では売られていないようなものを支えていくということになるのではないか。

・早く読みたい人はお金を払って購入する、そうでない人は、一定の期間が経過した後、アクセスする。その選択をしていけばいいわけで、必ずお金をとらなければいけないというものではない。

・国策として国立図書館での書籍の電子化を推進する財源確保と法整備を行ったのだから、その国民的利用に向けた条件整備を図らなければムダ使いになる。

(角川委員) ロングテールの分野に限って、図書館がやるデジタルサービスについて有効なのではないかという意見についても検討する価値があるのではないか。

((社) 日本文藝家協会/三田氏) 国立国会図書館では蔵書のうち1968年くらいまでに出版された書籍のデジタル画像化を進めており、これを国会図書館だけでなく、全国の図書館や一般ユーザーが利用できるようなシステムの確立が求められている。この場合、大学図書館や学校図書館は別として、公共図書館からもごくわずかな課金をいただき、一般ユーザーの利用料と合わせて、著作権者に分配する著作権の集中管理システムが必要である。

(2) 公立図書館

(国立国会図書館/長尾氏) 適当な料金を出版社に支払うことによって、公共図書館に国会図書館から出していくということがあり得るのではないか。現在市場で入手できない出版物

に限るなど資料の種類を限定することもあり得るかもしれない。関係者の議論によって決めていけばよいのではないか。

（（社）日本電子書籍出版協会/村瀬氏）すべて電子データとなって国立国会図書館から電子的な配信を受けられるのであれば、公立図書館はわざわざ蔵書として持つ必要はなくなるのではないか、図書館に一定部数購入されることを想定した上でつくられる多くの書籍に過大な影響が出る可能性があるのではないかという議論が、出版界にはある。

（慶應大学/糸賀教授）館内閲覧に限定し、同時アクセス数も制限、複製不可、という3原則の下で、無許諾送信を可能とするような法整備を進めることが、これまでの国益にかなうのではないか。国費でデジタル化を進め、法律も整備してきたのだから、著作者の中の電子配信して構わないという方たちの書籍は全国の公立図書館を通じて遠隔地の読者にさっさと配信すべき。そうしないと投入した国費が無駄になり、知の再生産が進まなくなる。電子配信は困るという方たちとは、配信をとめておいて、別室で話合っていくべき。

国立国会図書館のデジタルデータについては、関係者の合意の上で、利便性や提供範囲の制限等民間ビジネスとの棲分ができるルール設定を行い、公立図書館への提供も含めた外部への提供を進めていくべきではないか。

（3）権利処理

（弁護士/福井氏）・権利処理の壁を乗り越える上で重要である権利の集中管理の取組は、多くの分野ではまだ道半ば、あるいは、道の始めといったところ。

・全メディア・アーカイブを考えるのであれば、3つに分けて考えるのがよいのではないか。まず1番目がパブリック・ドメインと、クリエイティブ・コモンズライセンスがついているなど、自由に流通していいとされているもの。2番目は市販中の作品と海外の作品。これらについては、権利管理データベースを同時に立ち上げ、これを通じて権利者が公開の許可、公開の指示を行った場合だけ公開される、「オプトイン」方式。3番目は、非市販・権利者不明の作品。これについては公開がされても市場での民間圧迫ということは考えづらいので、6カ月間の予告期間の後に、特に権利者から反対の意思が出ない限りは公開される。こういう「オプトアウト」の方式をとってはどうかと考える。

デジタルアーカイブの活用のためには、集中的な権利処理の仕組みとともに、長期的にはコンテンツの種類（PD、市販、非市販等）に合わせたルール整備も視野に検討すべきではないか。

(4) その他

(国立国会図書館/長尾氏) 電子的にのみ出版されているものを含め、全部を将来の日本人のために集めて保存し、活用されるという環境をつくっていかなければならない。世界各国そういう方向である。

((社) 日本電子書籍出版協会/村瀬氏) ユーザーから見て、電子的な閲覧は、図書館発のものであっても、営利事業の一端として投入されるコンテンツにしても、分ける意味がない。利用期間その他色々な条件等は、市場の中できちんとコントロールできるような仕組み、すなわち図書館独自のルールのなところが反映されないような形が是非とも望まれる。

((株) ボイジャー 萩野氏) 公共、交遊の場として電子図書館の必要性は大きい。デジタルに公開され共有する情報を無償に公開していく道が促進されないのかが非常に不思議。

(弁護士/福井氏) これまで民間のアーカイブを見てくると、全体においては非市販の作品、過去の作品についてのアーカイブ化は十分進んでこなかったという厳然たる事実がある。グーグルのような非常に意欲的な海外のプラットフォームが、事実上アーカイブの役割を果たしつつある現在、国家の戦略的な思考で、国内で安定的な中立的なアーカイブが必要になるのではないか。そのためには法改正を含め必要な取組を進めるべきではないか。

- ・すべての知的資産の円滑な保存のために、ルール設定（例えば館内閲覧に原則留める等）の上で、国立国会図書館における電子納本の環境整備を推進していくべきではないか。
- ・国家戦略的な電子的なアーカイブの取組のため、電子書籍以外のコンテンツも今後視野に入れていくべきではないか。